

## 随意契約理由書

件名	危機管理室映像システム更新工事
契約の相手方	株式会社日立製作所
根拠法令	地方自治法施工令第167条の2第1項2号
随意契約の理由	<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工された映像設備について部分更新する工事である。対象の映像設備は、災害時等に神戸市内の状況を監視するための非常に重要な設備で、平成24年の竣工当初から運用されており、7年経過していることから、設備の予防保全及びシステム全体の延命を図るため、特に劣化しやすい機器を対象に部分更新を行うものである。</p> <p>具体的には、サーバー等主要な機器を更新の対象とし、引き続き使用可能な部位は流用することとしている。さらに、竣工後の運用見直し及び音声の追加等も行い、神戸市の危機管理体制として、より多くの情報が収集可能になるよう計画している。</p> <p>本工事は、設備の総合的な整合及び更新後の運用中におけるシステム性能を保証する必要があり、既設メーカーである上記請負人でなければ施工できない。よって、本件は地方自治法施行令第167条の2第1項2号(「…物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」)に該当するので、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係 (電話番号 内線5258 )